

第 1 1 次帯広市交通安全計画（原案）の概要

第 1 章 計画の概要

- 1 計画の目的
- 第 11 次帯広市交通安全計画は、帯広市における総合的な交通安全対策を推進し、市民の安全の確保を図ることを目的として策定するものです。
- 2 計画の期間
- 2021（令和 3）年度～2025（令和 7）年度までの 5 年間
- 3 計画の基本的な考え方
- これまでの計画の取り組みを踏まえつつ、国や北海道の計画と整合を図りながら、交通を取り巻く環境の変化に対応し、交通安全に関する施策の充実を図ります。
- 4 計画の位置付け
- 交通安全対策基本法第 26 条に基づき策定する市町村交通安全計画であるとともに、本市の交通安全に関する分野計画として第七期帯広市総合計画に即して策定するものです。

第 2 章 交通事故の特徴と課題

第 10 次計画期間において帯広市で発生した交通事故の特徴
① 運転者の不注意による事故が多い ・第一当事者の違反別年間平均発生件数の割合…「前方不注意」：23％、「前左右不確認」：24％ ・第一当事者の違反別年間平均死者数の割合…「前方不注意」：40％
② 交通事故の減少率は世代間でばらつきがある ・第 9 次計画からの年齢層別の発生件数の減少率…最小で「50 歳代」：△6.7％、最大で「20 歳代」：△39.1％
③ 高齢者の被害者・加害者が多い ・第一当事者の年齢層別年間平均発生件数…「65 歳以上」：28％（次いで「20 歳代」：18％） ・年齢層別の年間平均死者数…「65 歳以上」：47％（次いで「50 歳代」：20％）
④ 市街地と交差点における事故が多い ・道路形状別の年間平均発生件数の割合…「市街地」：94％（「市街地の交差点」：65％）
⑤ 自転車乗車中の負傷者は高校生が多い ・自転車乗車中の年齢層別年間平均負傷者数…「高校生」：28％（高校生含む 20 歳未満：42％）
⑥ 重傷者数はほぼ横ばい ・年間平均重傷者数…第 9 次計画：45 人、第 10 次計画：42 人

交通事故のない社会の実現に向けた課題		
(1) 市民の交通安全意識の一層の向上 運転者の不注意による交通事故が多いこと、交通事故の減少率は世代間でばらつきがあり、40 歳代や 50 歳代等の現役世代の件数が多いこと、交通事故の加害者及び被害者はいずれも高齢者が最も多いこと、自転車利用者の交通ルール違反が見られることなどから、各年齢層に対応した切れ目のない交通安全教育や啓発活動を通し、市民の交通安全意識を一層向上させる必要があります。	(2) 安全な交通環境の整備 市街地の交差点など、交通事故が多く発生している箇所について、交通事故を未然に防ぐために誰もが安全に通行できる交通環境の整備に努めていく必要があります。また、先端技術の普及啓発等により高齢ドライバーの交通事故防止を図るとともに、高齢者の移動の支援に努める必要があります。	(3) 交通事故発生後の迅速かつ的確な対応 交通事故による重傷者数が横ばいとなっていることから、迅速な救助・救急により交通事故の死者や重傷者を減少させていくことが重要です。 また、交通事故被害者の相談活動や支援に取り組む必要があります。

第 3 章 交通安全計画における目標

- 1 目標
- (1) 交通事故死者数は、ゼロとする。
- (2) 交通事故年間平均発生件数及び負傷者数は、第 1 0 次計画の数値より減少させる。
- (3) 交通事故年間平均重傷者数は、第 1 0 次計画の数値より減少させる。
- 2 取り組みの考え方
- 前章の課題に対応し目標達成につなげるため、市民の理解と協力のもと、関係機関・団体と連携しながら次章に掲げる施策を推進します。施策の推進にあたっては、本市の交通事故実態を踏まえつつ、交通を取り巻く社会情勢の変化をとらえた対策を推進し、地域ぐるみの交通安全対策を推進するなどの視点をもって取り組みを進めます。

第 4 章 交通安全施策

市民の交通安全意識の一層の向上※課題（再掲）	施策の柱	1 交通安全教育及び広報啓発活動の充実 市民一人ひとりが日常的に交通安全意識を持ち行動すること、また、交通環境の変化等に応じて生涯を通じて交通安全の知識を習得していくこと、地域ぐるみの交通安全活動を行うことを目的に、交通安全教育や広報啓発活動等を行います。
	推進施策	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (3) 急速に発展・普及する技術を正しく利用するための情報提供等 (4) 交通安全に主体的に携わる関係団体等の活動の促進 (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の促進 (6) 冬季間における交通安全教育及び広報活動の実施
安全な交通環境の整備※課題（再掲）	の 施策 柱	2 交通環境の整備 交通環境の整備を推進し、誰もが安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図ります。
	推進施策	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 (2) 高規格幹線道路の活用促進による生活道路との機能分化 (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 (4) 自転車利用環境の総合的整備 (5) 高齢者等の移動手段の確保 (6) 災害に備えた交通環境の整備 (7) 総合的な駐車対策の推進 (8) 交通安全に寄与する交通環境の整備 (9) 冬季交通環境の整備
交通事故発生後の迅速かつ的確な対応※課題（再掲）	の 施策 柱	3 救助・救急活動の充実 交通事故による負傷者の救命と、被害を最小限にとどめるため、救助救急体制や救急医療体制の維持・確保を図ります。
	施策 推進 策	(1) 救命講習等の普及啓発活動の推進 (2) 救急医療体制の維持 (3) 救急関係機関の協力関係の確保等
	の 施策 柱	4 被害者支援の推進 交通事故の被害者に対する相談活動や支援の充実を図ります。
	施策 推進 策	(1) 交通事故相談活動の実施 (2) 交通事故被害者支援の実施

第 5 章 計画の推進体制

- 1 帯広市交通安全実施計画の策定
- 交通安全対策基本法に基づき、毎年度、本市が講ずべき施策に関する帯広市交通安全実施計画を策定し、各種の交通安全施策を着実に推進します。
- 2 計画の推進体制
- 庁内関係部局で構成する帯広市交通安全対策推進委員会が、各部室課等の所管や処理する事項の明確化を図るとともに、必要に応じて関係部局と連携し取り組みを進めていくとともに、市長の附属機関である帯広市交通安全市民会議を開催し、交通安全上の諸問題について市民意見を聴きながら計画を推進します。